

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>（測定方法）</p> <p>第二条 法第八条第二項第一号及び第四十五条第三項並びに令第四条第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 令第四条第一項に基づき、令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり二、〇〇〇キログラム未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合にあつては、第一号の規定によらないで次に掲げる方法であつて十分な精度を有するものとして環境大臣が定める方法によることができる。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性への換算）</p> <p>第三条 （略）</p>	<p>（測定方法）</p> <p>第二条 法第八条第二項第一号及び第四十五条第三項並びに令第四条第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 令第四条第一項に基づき、令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり二、〇〇〇キログラム未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合にあつては、第一号の規定によらないで次に掲げる方法であつて十分な精度を有するものとして環境大臣が定める方法によることができる。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性への換算）</p> <p>第三条 （略）</p>

2 前条第一項第四号又は第二項第二号に規定する方法（前条第一項第四号ハに掲げる方法を除く。）により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて、二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性へ換算したものとす。

2 前条第一項第四号又は第二項第二号に規定する方法により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて、二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性へ換算したものとす。

(改正) 様式第6 (第8条関係)

別紙1

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン	2, 3, 7, 8 TeCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDF			0.03	
	2, 3, 4, 7, 8 PeCDF			0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDF			0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDF			0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9 HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0003	
Total PCDFs					
ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン	2, 3, 7, 8 TeCDD			1	
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDD			1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0003	
	Total PCDDs				
Total (PCDFs + PCDDs)					
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5 TeCB (#81)			0.0003	
	3, 3', 4, 4' TeCB (#77)			0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5 PeCB (#126)			0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5' HxCB (#169)			0.03	
	2', 3, 4, 4', 5 PeCB (#123)			0.0003	
	2, 3', 4, 4', 5 PeCB (#118)			0.0003	
	2, 3, 3', 4, 4' PeCB (#105)			0.0003	
	2, 3, 4, 4', 5 PeCB (#114)			0.0003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5' HxCB (#167)			0.0003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5 HxCB (#156)			0.0003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5' HxCB (#157)			0.0003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' HpCB (#189)			0.0003	
Total コプラナーPCB					
Total ダイオキシン類					
備考					

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位をng/m<sup>3</sup>N (毒性等量にあっては、ng TEQ/m<sup>3</sup>N。) 排出水の測定結果を記入する場合には、単位をpg/L (毒性等量にあっては、pg TEQ/L。) とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位をng/g (毒性等量にあっては、ng TEQ/g。) とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本工業規格 K 0311、K 0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

(現行) 様式第 6 (第 8 条関係)

別紙 1

規則第 3 条第 1 項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8 TeCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDF			0.03	
	2, 3, 4, 7, 8 PeCDF			0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDF			0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDF			0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9 HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0003	
Total PCDFs					
ポリ塩化ジベンゾフランダイオキシン	2, 3, 7, 8 TeCDD			1	
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDD			1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0003	
	Total PCDDs				
Total (PCDFs + PCDDs)					
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5 TeCB (#81)			0.0003	
	3, 3', 4, 4' TeCB (#77)			0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5 PeCB (#126)			0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5' HxCB (#169)			0.03	
	2', 3, 4, 4', 5 PeCB (#123)			0.0003	
	2, 3', 4, 4', 5 PeCB (#118)			0.0003	
	2, 3, 3', 4, 4' PeCB (#105)			0.0003	
	2, 3, 4, 4', 5 PeCB (#114)			0.0003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5' HxCB (#167)			0.0003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5 HxCB (#156)			0.0003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5' HxCB (#157)			0.0003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' HpCB (#189)			0.0003	
Total コプラナーPCB					
Total ダイオキシン類					

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位をng/m<sup>3</sup>N (毒性等量にあっては、ng TEQ/m<sup>3</sup>N。) 排出水の測定結果を記入する場合には、単位をpg/L (毒性等量にあっては、pg TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位をng/g (毒性等量にあっては、ng TEQ/g。)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格 K 0311又は K 0312によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。